

連載「徳山ダム問題を考える」(1) 近藤ゆり子

揺れ動く“地元”からの報告—審議会とは何だったのか

連載にあたって

木曾三川の西端・揖斐川の最上流部に「日本一の巨大ダム・徳山ダム」の構想が浮上してから四〇〇年、四六六世帯約一五〇〇人の人々が故郷を追われた。“高度成長”を背景とした「国家の発展のために水が要る、電力が要る」との大合唱の前に、「補償交渉」という形でしかダムへの抵抗を表現できなかった村…。「徳山ダムには反対運動がなかった」といわれている。古くからの読者の中には、一九八一年の本誌臨時増刊号「水問題の争点」掲載の論文（補償交渉に揺れる村の中から発信した論文）をご記憶であろうか。徳山ダムへの異議は、根強く徳山村に存在した。その声が全国に響くことがなかった責任は誰にあるのだろうか。

人の居住の跡を二万年前まで遡ることのできる古い歴史を持つ村、徳山村は、一九八七年に廃村となった。重い「既成事実」ができてしまったその頃、水需要は完全に停滞し、事業を推進する側（国や県）にとっても徳山ダムは目的を失ったものになってしまっていた。しかし動き出した公共事業は止まらない。これまで毎年一〇〇億円強の予算をつぎ込んで、徳山ダムは関連工事のみを行ってきた。そして「来年度から本格着工」という予算案が、今国会に出されている。

一九九五年、建設省は事業が長期化しているのダム事業について「中止も含めて“見直し”を行うための試行・建設審議委員会を設置する」と発表した。徳山ダムも「審議委員会」の対象となり、一九九七年二月には「早期完成」答申が出された。ここ一〇年近くは水没地の用地交渉（地区の共有林の地権者十数人がまだ契約に応じていない）すらも行おうとはしていなかった水資源開発公団は、この答申に押されて「強制収用」ちらつかせると張り切りはじめた。

私たちの「徳山ダム建設中止を求める会」は、揖斐川流域の中心都市・大垣の市民を中心に、一九九五年一二月、「徳山ダム建設事業審議委員会」発足直後に結成したものである。「口先だけであろうと、建設省ですら“見直し”と言うのに、流域に異議申し立てが一つもなかったと歴史に残されるのは、いかにも悔しい」。動機は受動的、時機は「遅まきながら」であるが、会の発足から丸二年、私たちの想像以上にさまざまなことがあり、当会の存在も一応世間に知られるようになった。

そして今、徳山ダム建設予定地の村・藤橋村（廃村になった徳山村を編入合併した村。人口四百数十人、有権者三六二人）は、ダムマネーを巡る不明朗な契約問題で村長リコール運動が起きている（有権者の三分の一のリコール署名を達成し、一月五日に請求が出された。1月二十二日、現村長はいったん辞職し、再度村長選に立候補すると表明している。村長選は三月一日に投票が行なわれる）。「ダムを前提にし、ダムに寄り掛かる村」に変化が起き始めた。「地域の活性化とは、一人一人が毎日を生き生きと暮らしていくこと」（リコール運動の中心人物の言葉） 「地域の活性化のためには、自然破壊もやむをえない」という選択のあり方を、山奥の村から問い直している。歴史の歯車は確実に動いている。

徳山ダムに関わる問題は、間口が広く奥行きも深い。とても1回では書き切れないので、

編集部のご厚意で連載にさせていただいた。連載の配列にも整合性がなく、内容にも不備が多々あるであろうが、日々の動いていく運動の渦中からの報告であることに免じてご寛恕頂きたい。

また、テーマによっては私より適切な筆者に執筆をお願いすることもあり売ることをご了承承願したい。

市民に対抗して出された「機関」

一九九五年、建設省は事業が長期化している一二（のちに新規事業を幾つか増やした）のダム事業について「見直しのための試行・建設審議委員会」を設置すると発表した（徳島県・細川内ダムについては、地元の木頭村の抵抗によってこれまで設置できなかった。実質的に事業中止の方向が見え始めてから、木頭村は要求・条件の多くを呑ませる形で一応審議委員会の設置に応じた。現在、委員を選任中であるが、まだ予断はできない。従って当初発表の対象事業のうちこれまで設置された審議委員会は一二である）。審議委員会の対象とした事業は、もともと「事業が長期化している」「反対運動がある」等、建設省にとっての“問題”事業であった。

「見直し機関」云々は、建設省が率先して言い出したのではない。「建設省の手を離れた第三者機関」という試案が、市民の側から出されていることに対抗して出されたものである。法律に基づかない「各地方建設局長の私的諮問機関」としたこと、審議委員の選任に建設省が枠をはめた（委員の過半数を自治体の首長・議会議長とし、「学識経験者」は知事が選ぶ）ことなど、当初から「見直しなど口先だけ」「“問題”事業にお墨付きを与えることを企図したもの」という批判が噴出した。そして、これまでに「最終答申」が出された八つのうち六つまでは「計画妥当・事業推進」であった（二つは「一部又は全体計画の見直し」）。「本質的な見直しなどできるはずのない審議委員会」であることが、結果からも明らかになった。けれど、「見直しなどできるはずもないことは、初めから分かっていたこと」と切って捨てるだけでは、運動の糧にはならない。「暴走する公共事業」を止めるには何が必要なのかを考えるために、いや、それ以前に「公共事業が暴走する理由」を捉えるためにも、建設省の「試行」の破綻の意味を見て行きたい。「徳山ダム建設中止」の運動を展開しながら、「徳山ダム建設事業審議委員会」の傍聴活動を行った者の立場から、「事業審議委員会とは何だったのか」を述べようと思う。

建設省は「見直し」を期待

「審議会」設置の発表直後から、運動の側では「これは事業ゴーサインのお墨付き機関である」という意見が多く出された。確かに「この種の審議会では“中止を含めて検討する”などということは不可能である」ことが見えてしまうものがあまりにも多かった。だが、その上で「建設省はお墨付き発行のための機関を設置した」と括るのは、妥当ではないと考えている。

(1) 建設省は別にゴーサインの「お墨付き機関」を必要としていない。すでに事業化しているのだから、建設を進めたければ進めることはできる。膨大な手間暇（不必要な手間暇も多かったが）をかけて、茶番を演じる必要はない。

(2) 「古くて不要なものはやめるシステム」を作りたい建設官僚の事情がある。

a すべてのダム計画が必要不可欠であるとは、建設官僚自身が思っていない。また、環

境問題の面からも批判が出ている。「優秀な官僚」は「正しくありたい」（正しいと評価されたい）。国内で批判もさることながら、国際的（特に欧米からの）批判にはもっと弱い。

b 「市民の要求に屈して」「建設省の枠を越えた」見直し機関ができる前に、先手を打たねばならない。九四年暮れに、市民の側からの「公共事業見直し機関」の草案が出され、当時の五十嵐官房長官が検討を始めたという経緯がある（政変もあって日の目を見なかったが）。

c とくに若手官僚の中には、何十年も前の、自分たちの目から見ても明らかに不要な計画の推進（不要であるが故に推進が困難でもある）に精力を使わされることへの不満がある。彼らの信じる「必要不可欠な新しいプロジェクト」をやりたいのに、古い計画が足かせになっていると感じている。

d 財政逼迫で、古い建設計画の相当数は切って捨てる必要がある。

（3）大手ゼネコン＝族議員＝建設省の利権三位一体は、田中角栄－金丸信の全盛時代とは異なり、利権三位一体が政治いっさいを仕切るだけの力はない。これから先は、建設計画はそれなりの説得的なものがなければ動いてゆかない、「文句を言う奴は脅しと札びらで黙らせる」では長期的には対処しきれないという認識を建設省は持っていると思う（地方・中小建設業者と国・地方の議員は分かっている？）。

（4）従って「不要なものはやめるシステムを建設省主導によって構築すること」は、彼らにとって必要な事柄であった。「中止か、計画変更か、計画続行か（中止も選択肢の一つ）」というお題目は、建設省の意識的な「嘘」ではなかったらと思う。

客観性に欠ける「審議会」

「徳山ダム建設事業審議委員会」（以下、特別のことがない限り、審議会と表す）は、九五年一二月に第一回審議会を開き、九七年二月に第一三回（最終）審議会を開いて「早期完成」答申を出した。原則として傍聴を認め、公聴会を二回行い、専門委員会を設置するなど、建設省の例示した「審議会フルメニュー」をこなし、一連の審議会の中の優等生であった。

（1）委員（二二名）の構成

館正知（岐阜大学名誉教授・岐阜県研究開発財団理事長）…委員長／大迫輝通（岐阜経済大学教授）…副委員長／阿部昌弘（中部経済連合会常務理事）／奥野信宏（名古屋大学教授）／河合達雄（大垣商工会議所会頭）／佐伯富樹（三重大学教授）／杉山幹夫（岐阜新聞社社長）／三宅雅子（作家）[以上、学識経験者八名]

岐阜県知事・愛知県知事・三重県知事・名古屋市長

藤橋村村長（水没地自治体）／大垣市長（揖斐川流域住民の生命と生活を守る市町村連合－徳山ダム推進団体－会長）／桑名市長（流域市町村）／春日井市長（尾張水道連絡協議会会長）／岐阜県議会環境水資源特別委委員長

愛知県・岐阜県・三重県・大垣市・藤橋村の各自治体議会議長 [以上、自治体首長・議会関係者一四名]

地元自治体の首長と議会関係者で過半数。この人達の大半は議会の「推進決議」などを背景にして来て居り、「審議」によって意見を変えることはできない。

大垣市議会議長・高畑氏は、第三回審議会で「杖を突いたらその先から水が出ると言われる水都大垣に、新しく水源が必要だというのはよく理解できない」と発言したが、他の

委員から冷たい視線を浴びて黙り込んだ。その後、彼は審議会では一切発言しなかった（途中から議長交代で出席もしなくなった）。

“学識経験者”は知事推薦。岐阜県知事（五人推薦）・愛知県知事（三人推薦）は強硬な推進論者である。財界代表の二人は初めから「推進」の立場を背負っている。学者などはダム問題では全くの素人だから、事業者の説明を受動的に「聞く」ことしかできない。かつ一般的な社会的見識については、「知事に都合の良い見解を持つ人物」又は「何の見識も持たない、もしくは見識を口にしない人物(*)」が選ばれている。

*1 副委員長を務めた岐阜経済大学長・大迫氏は、存在感が薄く、ほとんど発言しなかった。イヌワシ・クマタカ等の大型猛禽類についての公団からの報告を聞いて、「イヌワシなどは険しい山奥に居るのかと思っていたが、今の報告を聞くと、つまり、どこにでも居るということですね」（もちろん、そういう報告ではなかった）と発言して、会場を白けさせ、報告者を困らせたのが唯一印象的な発言であった。審議会についての感想として「予想通り、なるようになった。すんなりと結論が出た」とNHKの放送で述べている。

*2 名古屋大経済学部長・奥野信宏氏は「公共投資の厳格な評価方法の導入」「プロジェクトの社会的効果をきちんと計測し、社会的必要とされる事業を厳選して実行することが求められている」と、九七年四月に地元新聞に論文を掲載した。しかし、彼は、徳山ダム審議会の全期間を通じてこうしたことは一言も発言せず、「社会的効果の計測」などは審議会の話題にもならなかった。「徳山ダム」においてはまさにその社会的効果が問題になっているにもかかわらず。審議会について取材した記者に対して「審議会とは私のフィールドワーク。色々な報告が聞けて参考になる」という感想を述べたと聞いている。「学者として」論文で主張するようなことを、「審議委員」としては「全く述べない」ことで選任した知事の意向を忠実に反映する。九七年名大祭のテーマは「くさった教授／くさった学生」というものであったが、実にぴったりの教授といえるであろう。

*3 岐阜新聞社長・杉山氏は、第三回以降、すべてを欠席した。株主総会でこのことを尋ねたところ、「意見が分かれる事柄であることが判明したので、最良とは言わないが、次善の策として、欠席を選択をした」という返事であった。

(2) 公聴会

九六年六月に大垣市と名古屋市で開催。二七名が公述。建設反対を述べたのが一名。他は推進論。ただし、旧徳山村出身の三名の推進論は、公団への恨みつらみを述べた後に「今となっては早く建設を」というもので、聴衆からも「言っていることの初めと終わりがつながらない」という声があった。

公聴会は、位置付けからしても「聞き置く」会にすぎない。かつ自治体が組織的に動員することもある。実際、大垣市の公聴会では、ダム推進論の中に同一原稿が下敷きと思われるのが幾つもあった。この推進論を組織したと思われる小倉・大垣市長は、公聴会を総括する審議会で、「ダム推進論の数が多かった、ということを審議会事務局（＝建設省中部地方建設局・水資源開発公団中部支社）として文書化してほしい」と何度も発言して、事務局と委員長の眉をひそめさせていた。小倉・大垣市長は、ダム推進論を組織した手柄を「建設省」に認めてほしかったのである。「スイトピアセンター使用不許可※」も、これと同じ心理構造で、岐阜県知事あるいは建設省に褒めてもらいたかったのである。

※「スイトピアセンター使用不許可」＝九六年八月、「徳山ダム建設中止を求める会」が市の施設で集会を開催しようとしたところ、大垣市教育委員会は、窓口で一旦出した使用許可を「取り消す」という暴挙に出た。表向きは「文化教育施設だから、社会運動はその目的にそぐわない」。市長の非公式の発言では「徳山ダム建設推進が大垣市の方針。市政に反対する集会を市の施設でやらせるわけにはいかない」。当会は、岐阜地裁に不許可処分の取り消しの仮処分を求め、その決定を得て、予定通り集会を開催した。

(3) 専門委員会

環境部会と技術部会が設置されたが非公開であった。その理由は「公開すると委員が自由にモノが言えない」「民度が上がれば公開できるが、今は無理」（第4回審議会の記者会見における館委員長発言）。

a 技術部会

御用学者そのもので構成（土木－建設関係の学者は、建設省に正面からモノが言えない状況が存在する）。技術的な事柄は、審議会の素人委員では問題点の指摘もできないから、これは全くのお飾りで、予定通り「計画は妥当である」という結論を出した。

b 環境部会

審議会の開催中に、イヌワシ・クマタカ等の大型猛禽類が多数棲息することが明らかになった。このことを問題にしながらも「調査を続けながら～」「保護に最大限留意し～」という文言で集約した。

日本野鳥の会岐阜県支部役員3名（他に新潟大の教官が1名）が、水資公団に助言をするワーキンググループ（ワシタカ研究会）を形成し、この専門部会にもかかわった。「まだ調査は不十分だと主張しているのに、それが反映されないで“意見”が出されてしまった」という喧きは漏れ聞こえるが、公式には沈黙を守るので、彼らの役割は公団側から（＝「専門家のご意見を得て工事を進めております」）しか聞こえてこない。

(4) 審議会の進行・内容は、委員長と事務局ですべてが決まる。

a 館正知委員長は強硬な“推進派”である梶原岐阜県知事の「切り札」である。

館氏は、岐阜県が年間八〇〇〇万円出資する財団法人「岐阜県研究開発財団」の理事長であり、この財団から報酬を得ているのは彼ともう一人しかいない。また岐阜県知事選挙では、梶原氏の選挙母体の名誉顧問となった（九六年一二月）。

彼は岐阜県の作る「長良川河口堰調査検討委員会」の座長として、建設省の「河口堰運用後も、魚類の遡上などに大きな問題はない」という報告を承認した（九七年八月）。また「岐阜県廃棄物検討委員会」の座長として、御嵩町の住民投票攪乱のための「調整試案」を出させた（九七年四月）。梶原岐阜県知事にとって「大切な場面」には常に登場する人物である。

ちなみに六九年には富山・「イタイイタイ病」裁判で、館氏の講演記録が被告企業側に証拠として提出された。八九年には、川崎・ぜんそく公害裁判で被告・建設省側証人に立っている。

委員長は「すでにここまで進んでいる（廃村など）」という既成事実を重視している旨をはじめから表明していた。第四回審議委で「私の中ではほぼ答申は書けている」と発言している。建設省のいう三つの選択肢のうち「中止」は徳山ダム審議委員会の選択肢とし

ては、当初から存在していなかった。

b 委員長が、審議内容・審議会の性格を決める。

徳山ダムは「多目的ダム」と言いながら、利水目的中心のダムであり（だからこそ事業者は「水資源開発公団」なのである）、水需要予測を検討することは、審議の最重点の一つであったはずである。また、審議会開催中に、名古屋市は「今後水需要が伸びない」として「水利権半分返上」を申し出た。しかし委員長は「水需要予測とその対応は、各自治体の政策的判断であり、この審議会の議論すべきことではない」と言い、岐阜県と愛知県の担当者に（特に根拠は問わず）「これまで通り、水は必要と考える」と言わせることで「必要」を認めた。また渇水時の水利権調整については「この審議会は徳山ダムについて審議することを建設省から頼まれているものだから、多くの省庁にまたがる事柄を審議することはなじまない」と議論を封じる一方、名古屋市の返上分を渇水対策に使うという「建設省の提出したメニューの一つ」は審議会として選択した（これこそ、三県と名古屋市、及び政府にかかわる重要な政策的事項だ）。

名古屋市は「見直し審議会」を利用して懸案を一つ（半分）片付けた。だが、それは審議を通じてなされたのではなく、行政同士の密議で決まっていた。名古屋市が「返上」に向けて動き始めたことが漏れ聞こえたのが九六年五月。九月の第八回審議会で名古屋市は「水需要予測の修正」を言った。十月八日の第九回審議会では、委員長が「名古屋市はこれまで通り水が要るとは言えないのですね」と念を押し、事務局がさかんに「渇水対策」とか「利水安全度」に言及した。この時点で誰が見ても筋書きが見えていた。だが、十一月の第一〇回の審議会では、他の市町村からの委員は「名古屋市の水利権返上を伝えた十月十日の朝日とNHKの報道は、寝耳に水だった。審議会に出されるより先に報道が伝えるとは何事だ」と口々に怒り、「どんなに渇水になっても名古屋市には水をやらないと決めよう」という類いの感情論も飛び出した。しかし、答申の方向を委員長が提示した十二月の第一一回ではもはやそういう声は聞こえず、答申の文案が検討される第一二回では「すんなりと」、筋書き通りに納まったのである。建設省と名古屋市・各県のトップレベルで内密に「落とし所」を決め、委員長が審議会をその方向に導く。他の委員は何も知らないまま、審議会の重要事項は決まっていたのである。

力関係が反映された人選

(1) 委員の人選と地方政治の構造が、客観的な審議を妨害し、早期完成答申を既定のものとする

建設省が人選の枠組みを決めた瞬間に、建設省の意図の如何にかかわらず「審議委員会」は「客観性」を欠くものになってしまった。可能性一般としては、仮に“学識経験者”の委員が、「中止」を選択肢の一つとして考え、「公共投資の厳格な評価方法の導入」「プロジェクトの社会的効果をきちんと計測し、社会的必要とされる事業を厳選して実行することが求められている」と考える程度の市民的常識をもって審議に臨み、専門委員会や公聴会を使って、本格的な審議をする場所を作りたいと思えば、ある程度はそれも可能ではあったろう（少なくとも建設省が積極的に妨害したとは思えない）。しかし審議委員の人選が県知事と自治体の政治的力関係を直接反映するように設定されている以上、審議委員会の方向は審議以前に、審議会を取り巻く「地方政治」の状況によって初めから決まっていた（建設省は「間接民主制の法体系を無視することはできない」という。なるほ

ど官僚が勝手に法体系をいじくっては困る)。

県においては「国の大型公共事業をとってこること」、市町村においては「県からの補助金を獲得すること」が政治力とされる地方政治の構造は、建設省を含む霞ヶ関と永田町が長年かけて培ってきたものである。このことが変わらない(というより、変わらないと思われている)以上、大型公共事業の誘致と推進を公約してきた知事の推薦する学識委員が、事業計画を「中止を含めて検討する」ことはできるはずがない。

(2) 情報は建設省・公団がすべて掌握している

バックデータから計画の詳細に至るまで、すべての情報は建設省(及び公団)が握っている。彼ら自身が「官僚無謬性神話」に執着している以上、事務局サイドからは「計画の正当性」を主張する情報しか出て来ない。審議委員会自体ないし審議委員会が設置する専門委員会において、「計画」に批判的な専門委員が積極的な役割を果たすように意識的に設定されない限り、「計画の正当性」を覆す情報は表に出て来ない。すなわち審議以前に「審議委員の多数が計画に否定的」でない限り、「計画の妥当性」を承認する方向に向かってしまう。

(3) 代替案なき審議

例えば「揖斐川の治水」というとき、徳山ダム建設以外の、十分に練られた対案が提出されていない限り、審議委員が「客観的・中立的立場」では「治水に何らかの手立てが必要なら徳山ダム」という結論に誘導されてしまう。

一般的に言って「中止するときの問題点とその解決策」を検討する機会と条件を与えられなければ、審議委員は、責任をもって「中止」の結論を出すことは難しい。事業計画が存続している以上、怪しげなものながら「事業の有効性」を主張する何らかの根拠は存在する(それは、現在「治水」になっている)。説得性のある「中止」答申を提出するためには、十分に練られた代替案が必要である。そうでなければ、事業継続を擁護する意見と勢力がほぼ消滅しつくした場合以外は「事業中止」を言い切ることは難しい。逆にそういう条件があるならば、審議会などあってもなくても、事業は「見直」されている。

(4) (上記と重なるが) 縦割り行政の枠内では責任ある議論はできない

「ダム建設計画」をそれだけ取り出し、建設省河川局の枠内で論じることには無理がある。河川の流域全体を展望した議論を展開できない限り、根本的な見直しはできない。

いずれにしろ「審議会」自体で、「客観的」に事業を是非を云々することは不可能なのである。結局「建設省の設置する審議委員会」では、「見直し」をすることはできない。

建設官僚が「事業の中止」をも選択肢にしたということは、決して「事業計画の誤り」を認めることと同義ではない。建設官僚にとっては「官僚はあくまでも正しい」。「阿呆な国民のために見直しの方法をも考えてやる」ほどに「正しい」のである。従って、審議会の事務局として計画の説明をする際には「いかに正しい計画か」を、膨大な資料をもって述べることになる。審議会において、または「対話」(建設省中部地方建設局と当会との間で二回開催された。現在は一方的に建設省側が拒否している)において、私たちには「若手建設官僚も、利水・治水ともに事業目的の正しさを本当は信じてはいない」という雰囲気を感じ取れたが、言葉としてはあくまでも「計画の妥当性」を強弁し続ける。「官僚無謬性神話」の世界で溺れている官僚達が、なお、強大な権限をもっていることが嘆かわしい。

利害調整に不可欠な官僚制

日本の官僚制権力の源泉は、機能しない議会、民意が反映しない政治システムによる主権者の政治からの疎外にある。目先の経済的利益を追求する企業や業界団体の熱心な選挙運動が、議員や首長の選挙に不可欠な要素となってきた。選挙で選出される「政治家」達は、そうした企業や団体の要求に応えないわけにはいかない。その構図が明らかであればあるほど、一般の有権者は白ける。投票率が低下すればするほど一部集団の利益を優先する構造ができてしまう。議会は大部分の有権者の関心や意向を反映するとは到底言い難いものとなってしまった。これらの利益集団代表の「政治家」の要求全てを丸のみすることは不可能である以上、相互の利害調整のために官僚制は必要であり、強化されざるを得なかった。官僚の側からすれば、“民意”とは地域エゴ（自分の県、自分の選挙区に国の金を1円でも多く引っ張ろうとする）、業界エゴであり、官僚制こそが社会的正義実現の砦であると思ひ込むに至る、“それなりの真実”が存在してきた（建設省の竹村公太郎・河川開発課長は「河川のことを二四時間、真剣に考えているのは唯一我々建設省の専門家。だから我々が一番正しい」と昂然と言い放った一九六六年七月十一日）。官僚が自らの組織防衛のために情報を隠し、「住民投票は地域エゴに通じる」などと言うのは、彼らを取り巻く者達の“民度の低さ”を反映しているのだろう）。

徳山ダム建設事業審議委員会の発足時、小倉・大垣市長は「今さら何を調べるといいのか。事業がまた遅れるなら許さない」と息巻いた。同時に、その小倉市長は、審議会の期間中、公聴会で推進論を組織し、「反対する者の集会潰し」を画策したが、それをもって建設省に対して大いなる忠誠心を示したつもりなのである。「建設推進に猛進すること＝建設省の望むこと＝地元で公共事業を引っ張ること」という図式を、彼は固く信じている。彼と同種の「地方政治家」にとっては、中央省庁とは公共事業の分配機関であり、中央官僚には「他所よりも多くの分配」を得るためにこそ卑屈なまでに頭を下げる。すでに“地元”の既得権となっている公共事業の中止を検討する中央官僚など、その存在を想像することすらできはしない。「地元」首長・議会関係者のブーイングを押し切って、審議会を設置した建設省の「権威と権力」は、実は「国の事業」を期待するこうした首長・議会関係者であり、その間での利害矛盾の調整の必要にほかならない。

「徳山ダム」における若手官僚の「計画の妥当性の強弁」の迫力のなさと言説力のなさを見ると、彼らは中止答申を期待したのではないかとさえ思える。「“地元”は建設省の意向に従うもの。審議会を設置して“中止も含めて”と目配せをすれば、建設省の前にひれ伏すことしか知らない“地元”は“中止”というだろう」と考えたのかもしれない。審議会の実態が茶番であるのは、設置した建設省の主観的意図が「お墨付き機関」であったから、というのではなく、自らの権力基盤をもう少し普遍的で客観的、かつ強大なものと錯覚した建設官僚の大いなる勘違いのなせるわざというべきであろう。

地方政治を変える

私（そして「徳山ダム建設中止を求める会」の中心メンバーの多く）は、国会の政治地図なら多少の知識はあっても、県議会・市議会となると、議員定数も与野党の勢力比も知らないというほどに、“地元”の政治には疎かった（ちなみに、九七年十二月現在の岐阜県議会議員五三名の勢力比は、与党＝自民四四・民主三・新進三・公明二、野党＝共産一）。

巨大公共事業である「徳山ダム」問題は、永田町や霞ヶ関の問題だという捉え方が大きかった。もちろん、そのことが間違っているわけでもなく、審議会や建設省がいささかでも市民の声を反映している、などと言うつもりもない。しかし、運動の中で実際にぶつかる壁の多くは、「地元の政治」の実態であった。非公式ではあっても「市政に反対する者に市の施設は貸せない」とか「長良川河口堰のようになつたら大変だから集会は開かせない」などと市長が口にし、それを咎める勢力が市議会に存在しない。「環境問題一般」には理解を示しても「与党だから徳山ダム反対とは言えない」と逃げ出す。利権に寄り添って何票の選挙の現実の前では、議員はまず与党であることが大事、利権がらみの問題には逆らわないのが至上命題である。国会議員や知事の選挙には、市議―県議と積み上がる組織が圧倒的な強さをみせる。そうした「地方」の裾野の上に「我々が一番正しい」と言い放つ官僚が乗って、呆れ返るような失策を繰り返しては、税金を無駄遣いし、自然を破壊し、未来を怖いものにする。

その構図は、今、変化しはじめている。各地で行われる住民投票などの直接民主制の試みもその一つであろう。しかし岐阜県御嵩町の産廃住民投票の圧倒的な勝利には、九五年の統一地方選で、柳川町長を選出し、町議会議員の多くを新人議員が占めるという、間接民主制の下での変化が背景にあることを見落としてはならない（同時にこの選挙で熱心に動いた人間が必ずしも、今回の住民投票に至る一連の運動を担ったのではない、という事実も十分に見ておく必要があるが）。「四年に一回投票するだけ」のお任せ政治から、直接参加する政治へと向かう変化は、素晴らしいものであると思う。しかし同時に首長や議員を選ぶ選挙にかかわり、それを変えていくことも避けて通れるものではない。

官僚が悪いのは政治家が悪い、政治家が悪いのは、選んだ有権者が悪い。こう言ってしまえば、あまりにも当然で「一億総懺悔」的に責任が行方不明になりそうだ。しかし、これまで市民は「政治なんて、利権あさりの汚い連中か、低レベルの目立ちたがり屋のやるもの」という“お上品な評論家”でありすぎたのではないか。地方議員なんて、と小馬鹿にしながら「低レベルの目立ちたがり屋」に身近な自治体の政治を任せてしまっていた「インテリ市民」は、その殻を破る努力を自らに課さなければ、戦時中に翼賛文章を書きまくった文人達を嗤えないのではないか。「市民運動」は、今、選挙を通した身近な「権力」を視野に入れなければならないところに来ていると思う。

「ダム建設を止めたい」と考える我々の選択肢は、「建設省よ、もっとマシな審議委員会を作れ」でもなく「議員や知事がどう言おうが建設省の権限でダムはやめろ」でもない。機能しない議会を越える住民・市民参加の運動（当然、政治運動を含む）を通じて、官僚制の枠組みを越えた、真に民主的な政治構造を作り出し、流域全体の住民参加による河川管理のシステムを創設していく以外にはない。

公共事業が基幹産業

「公共事業を地元へ」が政治の中心であるという全国の普遍的構造がある。この最も先鋭的なものが、「遅れた地域」に対する「ダム（基地、原発、産廃）で地域振興を」である。多くの農山村では、公共事業が基幹産業であり、国や県からのさまざまな補助金なしには、役場の職員の給料も払えないのが現実である。ダム（基地、原発、産廃）を受け入れると表明する地元町村に対して、心優しき都会のよそ者はこれまで「金なんか欲しがらな、と外から言うわけにはいかない」と黙りこくってきたのだった。大型公共事業の暴走

を許してきた社会は、別の見方をすれば、“弱い”地域に対して目先の金で未来を売れ、「ダム（基地、原発、産廃）がなければ地域は立ち行かないぞ」という脅迫でする社会である。「何も言えない」とすることは、こうした脅迫を許すことにほかならない。「税金の公正な社会的分配」は民主政治の根幹の一つであるはずだ。“弱い”地域は、コンクリートミキサー車に括りつけたヒモ付き補助金にすぎるしかない、という「現実」は政治が作り出したものであって、天から賦与されたものではない。

水を生み出し保ち、豊かな生態系を保全する山林や農地を守っている農山村には、そのことだけで（さまざまな「迷惑施設」と引き換えにではなく）必要な資金を流入させる意味がある。高齢化が進む農山村は「未来のない地域」なのではなく、高齢化社会の先進地域なのだから、「地域活性化とは一人一人が毎日を生き生きと暮らしていく」の実践のテストケースを創っていく意味がある。

今、「何もない（が自然は残っている）小さな村」の中からの「地域振興＝自然破壊の建設事業」に対する組織的な異議申し立てが、次々と起こっている（当会とたまたまコンタクトのあるところを挙げただけでも、岐阜県御嵩町、八百津町、白川町、高鷲村、板取村、上石津町、長野県大桑村など）。

冒頭でも述べたが、徳山ダム建設予定地・藤橋村では、「ダムを理由に金を取ってくる」手腕でこの村に独裁的に君臨してきた村長に対して、今リコールの本請求が出されている。「藤橋村のダムマネーによるハコモノ」は都会のマスコミに「税金の無駄遣い」の象徴として、頻繁に取り上げられた。昨年六月、この藤橋村に村長不信任などの一連の「騒動」が起こったとき、「自治能力のない村」と烙印を押したマスコミも少なくない。しかし、こうした見方は全く一面的であり、都会人種の驕りである。藤橋村で立ち上がった人達は、都会のマスコミなどより、はるかに前から、公共事業に頼らずに自立できる村、山や森とともに暮らしていける村を目指して、ずっと模索してきた。

藤橋村の事態は日々流動している。現村長の権力にしがみつくと執念の凄まじさ、そこから来る一種の求心力は侮れない。現村長は「いったんは辞任するが、また必ず村長に再選される。自分の村活性化路線に間違いはない」と切り、票固めに狂奔している。同時にリコール運動を進めた側も、ダムについての見解、村の自立と合活性化についての見解に、明確な意思統一があるとはいえず、村造りの路線の違いが不明確なまま、旧態依然たる村長選へと飲み込まれていきそうな懸念もなきにしもあらずである。

しかし、それでもこの運動を担い、参加した村民の意識は変化してきた。「何もない小さな山村」の新しい動きは、暴走する公共事業の方向を変える大きな動きの第一歩を生み出す可能性は確かに存在する。

今回はこの村について報告したいと思う。

（つづく）

（こんどう ゆりこ、徳山ダム建設中止を求める会）